

「破産実務の基本・概要をおさえる」ための一冊
全体像や主要論点・裁判例を短時間で理解できる！

明日、相談を受けても大丈夫！

労働事件、少年事件、
ハラスメント事件についても
「明日、大丈夫！シリーズ」
として発刊予定！

破産事件の基本と実務

モデル事例と基本判例・論点でつづる破産法入門

東京丸の内法律事務所 弁護士 高木裕康 著

2019年3月刊（予定）A5判 296頁（予定）本体2,900円＋税 978-4-8178-4544-3 商品番号：40754 略号：明日破

- 破産申立て・破産管財を含む倒産事件を多く手掛ける弁護士による執筆。
- 実務の流れを一気通貫でイメージできるようにモデルストーリーを掲げたうえで、破産法の構造、実務の概要、主要な論点・裁判例をコンパクトに解説。
- 改正民法（債権法）対応。

【主な収録内容】

第1章 法人の破産手続の概要（モデルストーリー）

第2章 個人の破産手続の概要（モデルストーリー）

第3章 破産手続の開始と手続の機関

第1節 破産手続の開始

第2節 手続の機関

第3節 破産財団

第4章 破産財団と関係者の権利義務関係

第1節 債権（破産債権・財団債権）

第2節 保証・物上保証等多数当事者の扱い

第3節 担保権

第4節 取戻権

第5節 破産管財人の管理処分行為に基づかない法律行為の効力

第6節 破産管財人の地位

第7節 破産者の契約関係の整理

第8節 相殺権

第9節 否認権

第5章 破産手続の進行

第1節 破産債権の届出・調査・確定

第2節 破産財団の管理・換価

第3節 配当

第4節 破産手続の終了

第6章 免責・復権

第1節 免責

第2節 復権

各場面で
弁護士が行う
実務とポイントが
わかる！

配当表の記載は、破産債権の調査及び確定の手続の結果、破産法198条に定める配当参加の要件に関する状況並びに破産法194条に定める順位に従って作成されます。

債権調査結果から配当額を算出する過程の例

債権者名	債権の種類	債権額	順位	配当率	配当額
債権者A	普通債権	100,000円	第1順位	100%	100,000円
債権者B	普通債権	50,000円	第1順位	100%	50,000円
債権者C	普通債権	200,000円	第2順位	50%	100,000円
債権者D	普通債権	100,000円	第2順位	50%	50,000円
債権者E	普通債権	100,000円	第3順位	20%	20,000円
債権者F	普通債権	100,000円	第3順位	20%	20,000円
債権者G	普通債権	100,000円	第4順位	10%	10,000円
債権者H	普通債権	100,000円	第4順位	10%	10,000円
債権者I	普通債権	100,000円	第5順位	5%	5,000円
債権者J	普通債権	100,000円	第5順位	5%	5,000円

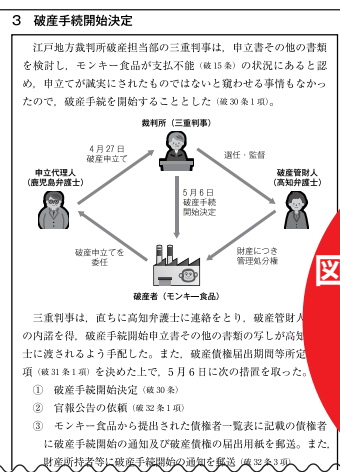
配当の公告又は通知

破産管財人は、配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、最後配当表に参加できる債権の範囲及び配当をすることができる金額を公又は届出をした破産債権者に個別に通知します（破197条）。

知については、それが通常到達すべきであった時に到達したものとみなし、その時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、そのを裁判所に届け出なければならない（破197条3項）。

4 最後配当に関する除外期間

破産法197条1項による公告が効力を生じるときは、第3項による



設例、契約条項例、
図解を多数交えることで
よりわかりやすく、
具体的な
イメージをもてる！

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo
www.kajo.co.jp

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061（営業部）